

鎌倉市在宅子育て家庭支援事業利用料助成制度改正のお知らせ

令和6年（2024年）4月1日（令和6年（2024年）4月1日利用分）から、鎌倉市在宅子育て家庭支援事業利用料助成制度が以下のように改正されます。

1. 利用時間の限度の変更について

利用時間の限度が、1ヶ月当たり10時間から、**20時間**に変更となりました。
（令和6年（2024年）4月1日利用分から変更となります。）

2. 助成額上限の変更について

子育て支援事業者を利用した場合の助成額が、支払った利用料の2分の1で500円を上限から、**支払った利用料の2分の1で1,000円を上限**に変更となりました。
（令和6年（2024年）4月1日利用分から変更となります。）

（問い合わせ先）

鎌倉市役所 鎌倉市御成町18-10 本庁舎1階

こどもみらい部こども家庭センター（こども家庭相談課）子育て給付担当 0467-61-3896